東かがわ市告示第 138 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第１項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第２項の規定に基づき道路の部分の供用を廃止するので、同条第１項及び第２項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、東かがわ市事業部建設課において、告示の日から３週間一般の縦覧に供する

令和８年 10 月 30 日

東かがわ市長　上村　一郎

１　道路の区域

整理番号	路線名	区間	変更前後別	敷地の	
				幅員（m）	延長（m）
3219	水任線	東かがわ市伊座 390-1 地先から 東かがわ市伊座 392-4 地先まで	前	6.0 ～ 6.4	58.3
			後	―	―

２　供用廃止の期日　令和８年 10 月 30 日